

(お知らせ)

平成27年10月9日

保健福祉局

(担当 保健福祉総務課 222-3366)

いわゆるごみ屋敷対策における対象者への命令の実施について

右京区内において、いわゆるごみ屋敷を生じさせていた対象者に対し、平成27年7月21日付けで、平成27年8月3日を期限とする勧告を行ってまいりました。その後、繰り返し、働きかけを行ってまいりましたが、依然、通行上の支障等が解消されないことから、9月18日付けで提出されました有識者からの意見を踏まえ、本日、命令を行いましたのでお知らせいたします。

今後、対象者が命令に従わない場合は、行政代執行法に基づく行政代執行を検討しますが、引き続き、「人への支援」の観点で接触を図り、粘り強く支援を続けてまいります。

1 命令

(1) 対象者

50歳代の男性

(2) 場所

右京区内

(3) 概況 (別紙1参照)

ア 通路幅約130cmの私道に高さ約200cm、南北約440cm、東西約90cmにわたって物を堆積させており、車いすを利用している近隣住民が、車いすから降りて、介助者の補助を受けなければ通行できない等、日常の通行の支障となっているだけでなく、万が一の時には避難の支障となり、生命も脅かしかねない状態となっている。

イ 老朽化したベランダに物を堆積させており、崩落した場合、近隣住民の通行に危険を生じさせる可能性がある状態となっている。

(4) 対象者への対応の経過

ア 条例施行前の平成21年12月に相談を受理して以降、区役所、消防署、土木事務所等が連携し、対象者に対して、市道及び私道上にある物の撤去について指導を行ってきたが、これに応じなかったため、撤去の予告を行ったうえで、平成24年6月に、道路法に基づき市道上に置かれた物の撤去を行った。しかし、私道上については権限がないことから撤去に至らなかった。

イ 条例施行後も、区役所と保健福祉局等が連携し、支援と指導のため83回訪問を行い、うち44回は接触できた。(平成27年10月8日現在)

ウ 接触の際は、清掃・防火の指導に加え、清掃への協力や健康相談(血圧・脈拍測定、熱中症予防の啓発等)、各種福祉制度の情報提供を行う等により、人間関係の構築を図り、支援を基本として取組を進めてきた。

エ これまでのアプローチに対しては、片付ける意思を示し、自らごく少しの片付けを行うこともある一方で、再び物を持ち込むこともあり、一進一退の状態が続いた。

(5) 命令（別紙2参照）

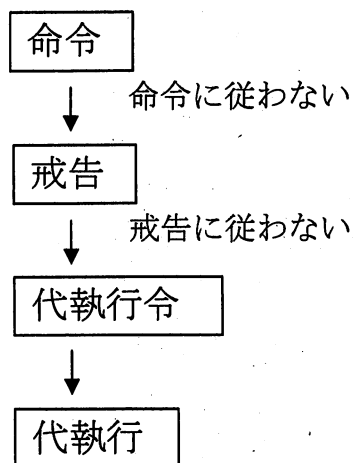
通路上及びベランダに堆積させている物を、10月22日までの2週間で撤去するよう本日付けで命令した。

（参考）これまでの法的手続

実施年月日	内容	対象者の対応
平成27年7月1日	文書による指導（7月14日期限）	履行なし
平成27年7月21日	勧告（8月3日期限）	履行なし
平成27年8月7日	弁明の機会の付与の通知（8月20日期限）	提出なし

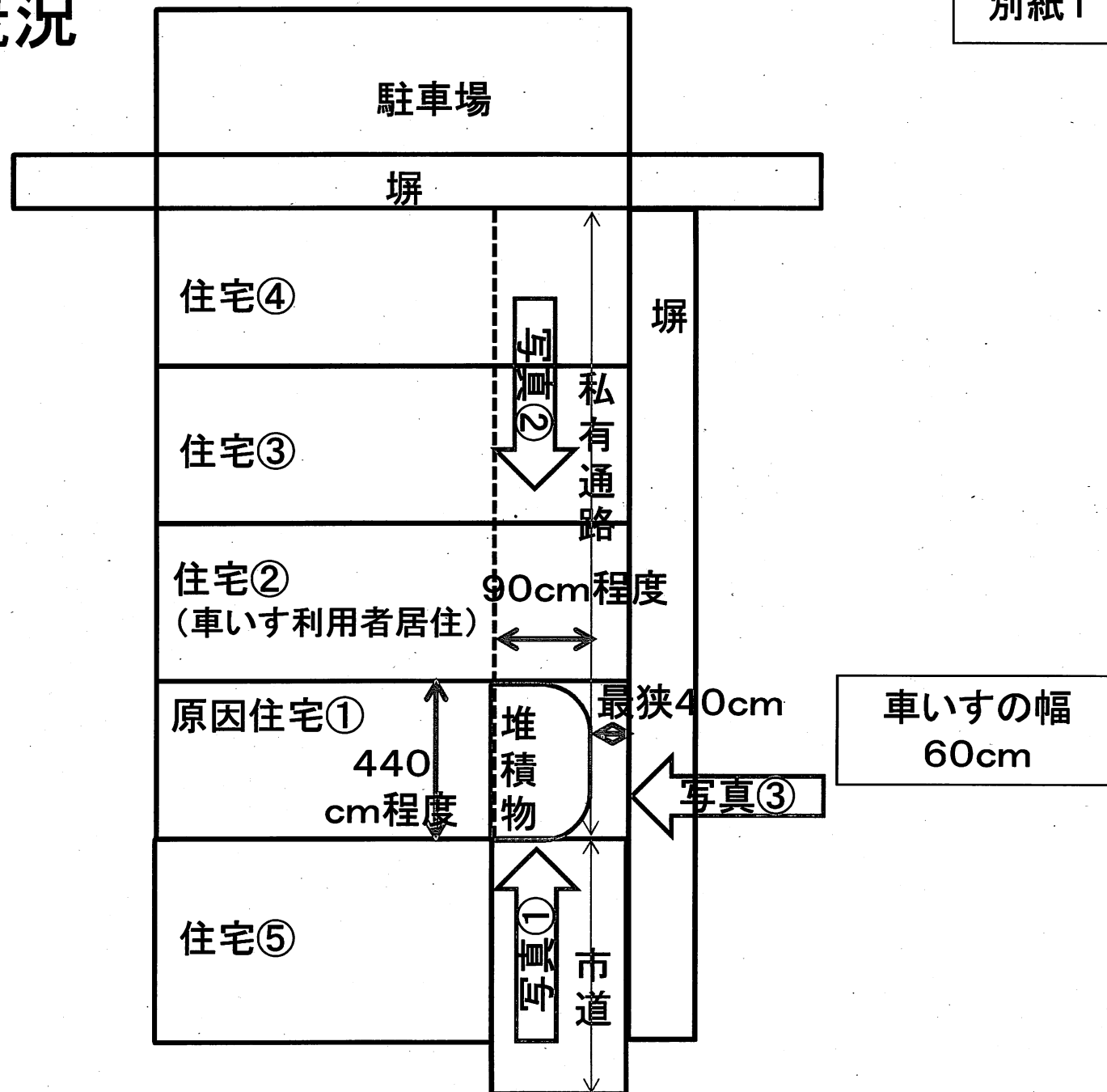
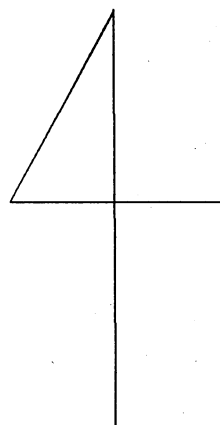
2 解決が図れない場合の対応

命令によって解決が図れない場合は、有識者からの意見を聴取しながら、行政代執行法に基づき行政代執行を検討していくが、引き続き、解決が図れるよう粘り強く支援を行っていく。

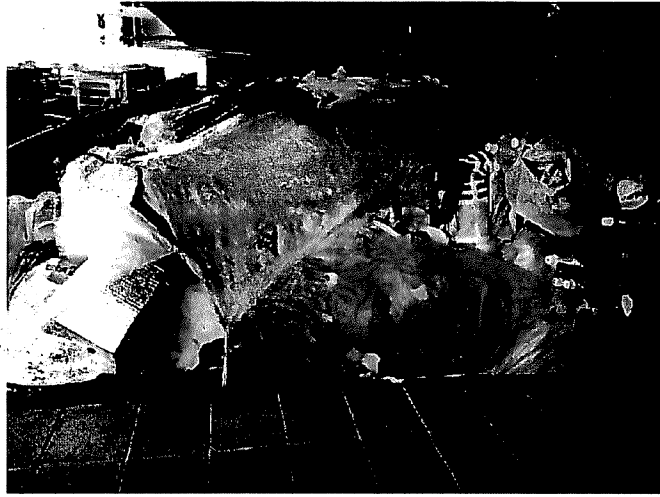


敷地概況

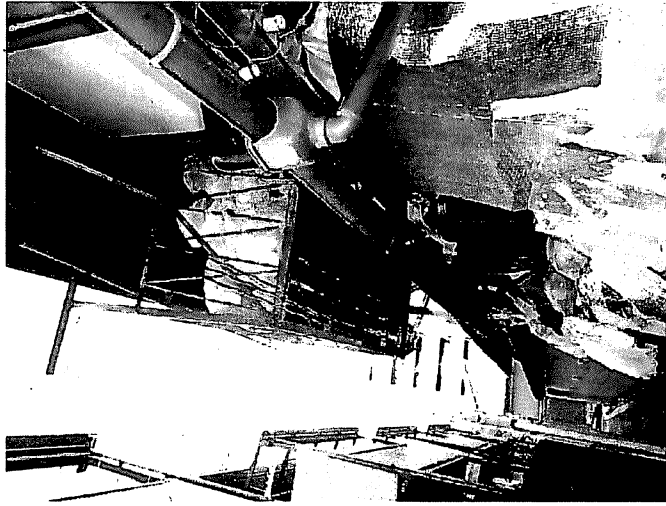
別紙1



写真①



写真②



写真③



京都市達保福総第4号

命 令 書

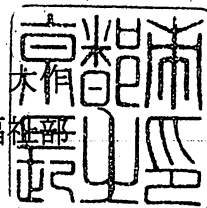
平成27年10月9日

京都市右京区
様

京都市中京区寺町通御池上る
上本能寺前町488番地

京都市長 門川 大作

担当 保健福祉局保健福祉部
保健福祉総務課



あなたは、下記1の物により、京都市不良な生活環境を解消するための支援及び措置に関する条例（以下「条例」という。）第2条第2号に定める不良な生活環境を生じさせています。

そのため、平成27年7月21日付け京都市達保福総第2号により、同年8月3日までに不良な生活環境を解消するよう勧告を行いましたが、現在に至るまで、不良な生活環境は解消しておりません。

よって、下記2(1)のとおり、不良な生活環境を解消するよう条例第12条第1項の規定により命令します。

なお、この命令に従わない場合には、行政代執行法第3条第1項の規定による戒告を行います。

記

1 不良な生活環境を生じさせている物

京都市右京区 に所在する建築物（以下「本件建築物」という。）の東側に面する通路（以下「本件通路」という。）及び本件通路の上部に位置するベランダ（以下「本件ベランダ」という。）に堆積している物（以下「対象物」という。）

2 命令

(1) 内容

平成27年10月22日までに、対象物を撤去すること。

(2) 理由

ア 本件通路上に対象物を本件建築物に接して、高さ約200cm、南北約440cm、東西約90cmにわたって堆積しており、本件建築物の北側に位置する3軒の居住者（以下「居住者」という。）の通行に支障を生じさせている。また、災害時には、居住者の避難に支障を生じさせる蓋然性が高い。

イ 本件ベランダに対象物を堆積しており、本件ベランダが老朽化しているため、居住者の通行に危険を生じさせる可能性がある。

3 教示

この命令に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して60日以内に、京都市長に対して異議申立てをすることができます。

また、この通知を受け取られた日（京都市長に異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する京都市長の決定があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。

4 その他

これまでから説明してきましたとおり、対象物を廃棄物として撤去する場合、あなたからの申し出があれば、撤去作業にご協力いたします。ご相談等がございましたら、ご来庁又はご連絡をお願いします。

住所 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

所属 保健福祉局保健福祉部保健福祉総務課

電話 (075) 222-3366